

令和4年 第5回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和4年3月14日（月）
開会 午後2時00分 閉会 午後3時00分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 川村義輝
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
 - (1) 議案第18号 令和4年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について
 - (2) 議案第19号 京丹後市奨学金条例施行規則及び京丹後市峰山林業総合センター条例施行規則の一部改正について
 - (3) 議案第20号 京丹後市高等学校全国募集入学生応援補助金交付要綱及び京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について
 - (4) 報告第9号 個人情報部分訂正決定に係る審査請求の裁決について
【追加議案 議案第21号、議案第22号、議案第23号】
 - (5) 議案第21号 京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について
 - (6) 議案第22号 京丹後市学校体育施設等の利用等に関する条例施行規則及び京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について
 - (7) 議案第23号 京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例施行規則の一部改正について
- 7 そ の 他
- 8 会 議 録 別添のとおり（全10頁）
- 9 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和4年5月6日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 久下 多賀子

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
- 教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
- 子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 川村義輝
- 文化財保護課長 新谷勝行
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈松本教育長〉

ただいまから「令和4年第5回京丹後市教育委員会臨時会」を開催いたします。

皆さん、こんにちは。

本日は午前中、委員の皆様には中学校の卒業式にお世話になりありがとうございました。私は網野中学校に出席しました。まん延防止等重点措置期間内での実施となり、多くの制限がかかった中での式でしたが、厳粛な中にもしっかりと聞く態度がみられた卒業式であったと思います。

特に、卒業生が読んだ答辞の内容に心を打たれました。コロナ禍で、最高学年になってからも修学旅行の変更、合唱祭の中止など、心が折れそうになるときもあったけれども、友だちと協力し合って先生からのアドバイスももらい、制限の中でもできることを探し精一杯取り組んできたことでクラスの絆もより深まったということなど、とても素敵な答辞を読んでもくれました。子どもたちのコロナ禍での成長を感じたところです。

本当にこの2年間コロナ感染対策の中での生活を余儀なくされた卒業生ですが、このことをばねとして、自分の夢や目標に向かって頑張ってくれることを願っているところです。

また、土曜日には、令和3年度第2回いじめ防止対策等専門委員会を実施し、本年度第2回目のいじめ調査の結果の分析や本年度の教育委員会事務局としての取組み状況についての確な御意見をいただくとともに、事例検討でも各分野から専門性の高い御意見をいただきました。その中でも多くの委員の皆様から助言いただきました「コロナ禍での子どもたちのストレス等について」、教育委員会事務局としても十分に考慮し、今後も各学校の早期発見、早期対応による丁寧で確実な対応について指導をしていきたいと考えているところです。

本日は、「令和4年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について」をはじめ6議案と報告1件の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願ひいたします。

<松本教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
久下委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

<松本教育長>

初めに、会議の非公開についてお諮りします。
議案第18号は、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第18号については非公開といたします。
引野教育次長、田辺教育理事以外の事務局職員は退室をお願いいたします。

(非公開部分省略 議案第18号について同意)

<松本教育長>

これより会議を公開といたします。
次に、議案第19号及び議案第20号の2議案は、京丹後市押印見直し方針に基づく規則等改正の関連議案となりますので一括議案としたいと思いますが、御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認めます。よって議案第19号「京丹後市奨学金条例施行規則及び京丹後市峰山林業総合センター条例施行規則の一部改正について」、議案第20号「京丹後市高等学校全国募集入学生応援補助金交付要綱及び京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について」の2議案を一括議案とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第19号「京丹後市奨学金条例施行規則及び京丹後市峰山林業総合センター条例施行規則の一部改正について」及び議案第20号「京丹後市高等学校全国募集入学生応援補助金交付要綱及び京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について」を一括で説明させていただきます。

令和2年7月7日付け総務省自治行政局長通知により、新型コロナウイルス感染症への対応、また、まん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化を図る目的として、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しを積極的に取り組むよう通知されました。

この通知を受け京丹後市では、令和3年10月1日付け京丹後市押印見直しの方針に基づき、行政サービスの効率的、効果的な提供に資するため、申請、届出等の押印に係る規定の見直しを全体的に進め、令和4年4月から施行することとしたため、今回関連する規則等について所要の改正を行うものです。

なお、今回の2議案につきましては、京丹後市規則及び京丹後市告示をそれぞれ1つの議案としてまとめています。これ以外の教育委員会規則、教育委員会告示等の該当する例規につきましては、次回の臨時会で提案する予定としています。

また、通常でしたら新旧対照表を添付するところですが、改正内容は共通して様式中に規定されている押印の部分を削るものですので、今回は押印見直し対象及び改正内容一覧、本日19号のほうにつきましては差替えを配付させていただいていますが、これを添付しましてそれぞれの規定箇所、様式番号と改正内容を明示させていただいています。ご覧いただきたいと思えます。

次に、今回押印を廃止するもの、今後も押印を継続するものの考え方を御説明いたします。

押印を求めない、廃止する基準といたしましては、法令根拠条文において押印を求める規定がないこと、オンライン利用も視野に入れた取扱いが可能かなどを検討し、必要性が低いものについては押印を廃止することとしています。

また、議案第19号の奨学金条例施行規則では、貸付奨学金の借用証書で連帯責任者の印鑑証明書を添付していただくことも条件としていることから、いわゆる契約行為相当の手続きとして捉えられるものについては従来どおり押印を継続します。

なお、京丹後市から申請者、請求者へ通知する文書につきましては従来どおり市の公印を押印することとしています。

現行の要綱を添付させていただいていますので、そちらを見ていただいて、具体的に削る、残す、といったところの説明をさせていただきます。

まず19号の京丹後市奨学金条例施行規則をご覧ください。

9ページから様式がついています。まず、この9ページの申請者のところの印につきましては2つとも削ります。10ページ、世帯状況申告書の本人氏名の印も削ります。11ページは市長の印ですので残します。12ページ、これも市長の印ですので残します。13ページの奨学金交付申請書につきましては、2つとも印を削ります。14ページ、これも申請書で印を2つとも削ります。15ページは市長ですので残します。16ページも市長の印ですので残します。17ページは、貸付予定者の氏名と生計維持者の氏名ということですが、ここは印を残します。18ページにつきましても同じく残します。19ページも同じく残します。20ページにつきましても削ります。21ページは市長の印ですので残します。22ページも残します。23ページも残します。24ページも残します。25ページも残します。26ページも残します。27ページも残します。28ページも残します。29ページも残します。以上です。

次に、京丹後市峰山林業総合センター条例施行規則です。

4ページから様式となっていて、4ページは削ります。5ページは残します。6ページは削ります。7ページは残します。

議案第19号のほうの御説明は以上です。

続きまして、同じ考えで20号のほうとなります。議案第20号の京丹後市高等学校全国募集入学生応援補助金交付要綱及び京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱についても、最初の認定時の申請及び認定の変更については、複数年継続するものであるため、契約的な要素のあるものと捉えられるものについて押印を継続しますが、その他交付申請書とか請求書などは押印を廃止することとします。

こちらでも現行の要綱を見ていただきまして、まず京丹後市高等学校全国募集入学生応援補助金交付要綱のほうですが、4ページから様式となっています。4ページの印は残します。5ページも残します。6ページも残します。7ページは削ります。

次に京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱のほうです。様式が6ページからとなっていて、6ページは削ります。7ページも削ります。8ページは残します。9ページも残します。10ページも残します。11ページも残します。12ページも残します。13ページも残します。14ページも残します。15ページは削ります。16ページは残します。17ページは削ります。18ページは残します。

最後に、附則としまして、施行日は令和4年4月1日としています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第19号及び議案第20号を説明させていただきました。

どちらでも構いませんので御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<田村委員>

全体的に押印を省くという流れだと思いますが、説明の中で、市長から市民に対してというところは残し、必要ない部分は削るということで、契約的内容があるものに関しては残しましょうということですが、聞き間違いかも知れませんが、誓約書も印を無くしてしまうということではよろしいでしょうか。

<溝口教育総務課長>

誓約書につきましては基本的に自署されますとその方の意向がそれで確認できるということになりますので、こちらのほうは省略をさせていただきます。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第19号「京丹後市奨学金条例施行規則及び京丹後市峰山林業総合センター条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

次に、議案第20号「京丹後市高等学校全国募集入学生応援補助金交付要綱及び京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

続きまして、会議の非公開についてお諮りします。

報告第9号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、報告第9号については非公開といたします。

(非公開部分省略 報告第9号について報告)

<松本教育長>

これより会議を公開といたします。

次に、追加議案3件を準備しています。

はじめに、議案第21号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

本日追加提案させていただきます議案第21号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について」を説明させていただきます

今回の改正は、先ほどの議案第19号及び20号において説明いたしました令和3年10月1日付け京丹後市押印見直しの方針に基づき、行政サービスの効率的、効果的な提供に資するため、申請、届出等の押印に係る規定の見直しを行うための所要の改正を行うものです。

押印見直し対象及び改正内容一覧を添付しています。それぞれの規定箇所と改正内容を明示していますのでご覧いただきたいと思います。

先ほどと同じように様式のほうも見ていただければと思います。要綱の7ページから様式となっておりまして、7ページについては削ります。9ページは残します。10ページも残します。11ページは削ります。12ページは残します。13ページは削ります。14ページ、15ページは残します。

最後に、附則として、施行日は令和4年4月1日としています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第21号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。
議案第21号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について」
につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第22号「京丹後市学校体育施設等の利用等に関する条例施行規則及び京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第22号「京丹後市学校体育施設等の利用等に関する条例施行規則及び京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」を御説明させていただきます。

現在、コロナ禍において市民生活、地域経済に様々な影響が及んでいる中、市民の方にスポーツやコミュニティ活動の場を提供し健康増進等を図るため、令和2年8月1日から令和4年3月31日までの間、公共施設の市民無料開放を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、京丹後市として当初の目的を継続させるため公共施設の無料開放期間を令和5年3月31日まで1年間延長することとなり、それに

に伴い今回関係する2つの条例施行規則につきまして所要の改正を行うものです。

改正内容は、両規則とも新旧対照表に記載のとおり、附則第3項に規定する減免期間の特定期限を令和4年3月31日から令和5年3月31日に改正するもので、施行日はいずれも公布の日からとしています。

なお、地域公民館等とほかの貸館施設につきましても同様に無料開放期間の延長を行いますが、本議案で提案の施設及び次の議案23号で提案いたしますカヌーセンター以外は、減免に関する規定の違いにより規則改正することなく延長ができるため改正が不要となるというものです。

議案第22号の規則に係る押印見直しにつきましては、今回触れていませんが、先ほど申し上げましたように次の臨時会であわせてさせていただくこととしています。

以上よろしく願いいたします。

<松本教育長>

議案第22号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第22号「京丹後市学校体育施設等の利用等に関する条例施行規則及び京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第23号「京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第23号「京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例施行規則の一部改正について」を説明させていただきます。

先ほどの議案第22号と同様に公共施設無料開放の1年間の延長に伴い必要となる所要の改正を行うものです。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

附則第3項で、減免期間の特定期限を令和4年4月1日から令和5年3月31日までと新たに規定するものです。

次に、久美浜湾カヌーセンターの附属設備として、新たにSUP（スタンドアップパドルボード）を整備することに伴い、使用料の規定を追加するもので新旧対照表2ページの別表のとおり、スタンドアップパドルボードについて一艇2,200円の使用料を設定し追加しています。また、様式第1号及び第2号において使用料欄にスタンドアップパドルボードの項目を追記するとともに、必要箇所の軽微な文言修正を行うなど、様式の一部変更をしています。

施行日はいずれも公布の日からとさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします

<松本教育長>

議案第23号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第23号「京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いいたします。

<松本教育長>

ないようでしたら、以上で第5回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦勞様でした。

<閉会 午後3時00分>

[3月臨時 令和4年3月23日(水) 午後2時00分から]